

		<p>3 主な改正内容</p> <p>地方税法の一部改正において、条項の繰上げ、繰下げが多々あったため、条例における同法の引用条項を改めました。</p> <p style="text-align: right;">所管課 課税課、総務課</p>	
議案 第27号	専決処分の報告について（清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	<p>去る3月31日に公布があった地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）の施行に伴い、清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和5年清瀬市条例第12号、令和5年4月1日公布）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同法同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めます。</p> <p>主な内容</p> <p>1 専決処分番号 令和5年第4号</p> <p>2 専決処分日 令和5年3月31日</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>後期高齢者支援金分の課税限度額を「20万円」から「22万円」に改めました。また、国保税均等割5割減額の判定所得を「28.5万円」から「29万円」に、2割減額の判定所得を「52万円」から「53.5万円」に改めました。</p> <p style="text-align: right;">所管課 保険年金課、総務課</p>	継続審査
議案 第28号	専決処分の報告について（令和5年度清瀬市一般会計補正予算（第2号））	<p>食料品等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり一律5万円を給付する「子育て世帯生活支援特別給付金」を速やかに執行するため、また、市立中央公園の地中からガラス片等の異物が見つかり、安全管理の観点から、急遽、土壌調査をするため、「令和5年度清瀬市一般会計補正予算（第2号）」を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同法同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めます。</p> <p>主な内容</p> <p>1 専決処分番号 令和5年第5号</p> <p>2 専決処分日 令和5年4月26日</p>	継続審査

		<p>3 補正予算編成に伴う予算総額</p> <p>(1) 現予算額 331 億 266 万 9 千円</p> <p>(2) 補正予算額 1 億 1,322 万 2 千円</p> <p>(3) 補正後予算総額 332 億 1,589 万 1 千円</p> <p>4 補正予算編成の理由</p> <p>低所得の子育て世帯（児童扶養手当受給者等をはじめとするひとり親の子育て世帯又は住民税均等割が非課税の子育て世帯）の児童に対し、「子育て世帯生活支援特別給付金」を速やかに給付できるようにするため、また、市立中央公園の安全管理の観点から、急遽、土壌調査をするため、補正予算を編成したものです。</p> <p>所管課 財政課、子育て支援課、水と緑と公園課</p>	
議 案 第 29 号	清瀬市監査委員の選任について	<p>地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、市議会議員のうちから監査委員を選任する必要があるため、同条同項の規定に基づき議会の同意を得るものです。</p> <p>所管課 未来創造課</p>	5月15日 同意